

































議会・パブリックコメントにおける意見対応表

※意見者・・・議：議会 パ：パブリックコメント

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新
1	-	全体	-	-	-	資料編の用語解説を参照しやすくなるよう、冊子中の最初に記載される専門用語に対して★印をつけることでわかりやすさに配慮しました。	また、「ユニバーサルデザイン」とは、国籍や性別、年齢、障がい等の有無に関係なく、すべての人にとって使いやすく、便利であるように、はじめからデザインしていこうという考え方で。年齢や障がい等の有無に関わらず、すべての人が平等に普通の日常生活や社会活動を営むことができる、そのような社会が本来有べき姿であるという考え方を「ノーマライゼーション」といい、バリアフリーやユニバーサルデザインは、ノーマライゼーションの理念を具体的に推進する方策であると言えます。	また、「ユニバーサルデザイン」とは、国籍や性別、年齢、障がい等の有無に関係なく、すべての人にとって使いやすく、便利であるように、はじめからデザインしていこうという考え方で。年齢や障がい等の有無に関わらず、すべての人が平等に普通の日常生活や社会活動を営むことができる、そのような社会が本来有べき姿であるという考え方を「ノーマライゼーション★」といい、バリアフリーやユニバーサルデザインは、ノーマライゼーションの理念を具体的に推進する方策であると言えます。
2	パ	全体	-	-	「生駒市バリアフリー基本構想」を改め、「生駒市ユニバーサルデザイン基本構想」にするのが望ましいと思う。	本基本構想は、バリアフリー法に基づき策定していることから「生駒市バリアフリー基本構想」としてはいます。		
3	議	1	2-4	2-3	国土交通省から引用している資料について、オレンジ等の配色に読みづらさを感じる。	配色については読みやすい色に変更しました。また、全体的に文字を大きくし、読みやすさに配慮しました。	<p>①理念規定／国及び国民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化 ○「心のバリアフリー」として、高齢者、障がい者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記 <p>②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成 ○事業者は、ハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表 <p>③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援※予算関連) <p>【バリアフリーのマスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による方針の作成 ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定 <p>【基本構想(具体事業調整)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する地区の設定 ・事業内容の特定 <p>※対象地区内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整 ・バリアフリーが作成する地区内事業者等の情報提供 <p>地区内事業者等による事業実施</p> <p>当事者の参加する協議会の活用等により定期的評価・見直し</p> <p>○近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に <p>④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化 ○建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化 ○障がい者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記 	<p>①理念規定／国及び国民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化 ○「心のバリアフリー」として、高齢者、障がい者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記 <p>②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成 ○事業者は、ハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表 <p>③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援※予算関連) <p>【バリアフリーのマスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による方針の作成 ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定 <p>【基本構想(具体事業調整)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する地区の設定 ・事業内容の特定 <p>※対象地区内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整 ・バリアフリーが作成する地区内事業者等の情報提供 <p>地区内事業者等による事業実施</p> <p>当事者の参加する協議会の活用等により定期的評価・見直し</p> <p>○近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に <p>④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化 ○建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化 ○障がい者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記
4	-	2	13	12	-	図2.5について、平成28年までは65歳以上を対象とし、平成29年からは70歳以上を対象とした資料であったことから、図の形態を変更しました。また、データを読み取りやすくなるようグラフ外に凡例を記載しました。		
5	-	2	15	14	-	図2.8について、図中の文字に読みづらさがあったため、文字の大きさを大きくし読みやすさに配慮しました。		

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新
6	-	2	17	16	-	図2.12について、図を最新のものに変更しました。		
7	-	2	18	17	-	図2.13について、データを読み取りやすくなるようグラフ外に凡例を記載しました。		
8	-	3	24	23	-	重点整備地区の基本的な設定方針について、わかりやすさに配慮しイメージ図を追加しました。		

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新										
9	-	3	26	25	-	3.2.4の生活関連経路の基本的な設定方針における③について、準生活関連経路の内容を読み取りやすくするよう文章表現を変更しました。	③ なお、本市は市内での高低差が大きいこと等により、一部区間で物理的な整備課題等があり移動等円滑化基準を満たせない道路や、当面、移動等円滑化のための事業実施の見込みがない道路が存在します。そのため、そのような経路については、可能な限りバリアフリー化を推進すべき経路として「準生活関連経路」として位置づけることも、将来的に事業化の見込みが得られた時点で基本構想の見直しを行い、「生活関連経路」として再設定することとします。併せて、「準生活関連経路」を設定した場合には、移動等円滑化に対応しうる代替経路の設定も検討します。	③ ①、②から、生活関連経路に設定すべき経路であっても、本市の地形的な特性等により、一部区間で物理的に移動等円滑化基準を満たせない道路や、当面、移動等円滑化のための事業実施の見込みがない道路が存在します。そのため、そのような経路については、可能な限りバリアフリー化を推進すべき経路として「準生活関連経路」として位置づけることも、将来的に事業化の見込みが得られた時点で基本構想の見直しを行い、「生活関連経路」として再設定することとします。										
10	パ	3	34-39	33-38	心のバリアフリーについて、「国際障害者年国際行動計画」、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」などの基本理念を貫いて欲しい。	いただいたご意見を念頭におき、各種施策を実施したいと思います。												
11	パ	3	34-39	33-38	南生駒駅がバリアフリー化された後は無人駅となるのか。駅員には常駐して欲しい。また、交番についても、移転の話を聞いたが引き続き駐在して欲しい。心のバリアフリーとして駅員や交番の役割について盛り込むことはできないか。	ご要望については、各施設管理者にお伝えします。また、心のバリアフリーとは、様々な障がいや自分とは異なる条件を持つ他者への理解を深め、市民が相互に支え合うことと認識しています。本基本構想では、これに基づき教育、啓発、広報活動を推進すると示しています。												
12	パ	3	37	36	「配慮の必要性を示すマークの普及啓発」について、聴覚障がい者、難聴者へのマークがないので、追加してもらえればと思う。	マークについては、一例を示したものでありました。いただいたご意見を基に、「耳マーク」も含めたマークの解説を、資料編に掲載しました。	 <p>マークの例 ヘルプマーク オストメイトマーク ハート・プラスマーク 高齢運転者標識 マタニティマーク</p>	 <p>マークの例 ヘルプマーク オストメイトマーク ハート・プラスマーク 高齢運転者標識 マタニティマーク ※上記は一例です。配慮の必要性を示すマークについて資料編に参考情報を掲載しています。</p> <p>(資料編) 【2】参考:配慮の必要性を示すマーク</p> <p>配慮の必要性を示すマークは、これ以外にもいろいろあります。障がいのある方が誤解や不利益を受けたり、我慢を強いられることがないように、これらのマークへの御理解と御協力をお願いします。</p> <table border="1"> <tr> <td> 障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</td> <td> ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難聴の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。</td> </tr> <tr> <td> 盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。番号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</td> <td> ハート・プラスマーク 身体内部に障がいがある方を表しています。身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫)に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の理解をすすめるためのマークです。</td> </tr> <tr> <td> 身体障害者マーク 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</td> <td> オストメイトマーク オストメイトとは、がんなどで人工ぼうこう・人工肛門を造設している排泄機能に障がいのある方のことをいいます。このマークはオストメイトであることと、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。</td> </tr> <tr> <td> 聴覚障害者マーク 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</td> <td> ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設においては、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。</td> </tr> <tr> <td> 耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。</td> <td> 奈良県おもいやり駐車場制度 誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす利用者や要介護認定を受けた高齢者など移動に配慮が必要な方々のための駐車場を公的施設や民間施設に整備するとともに、これらの方に利用証を県が交付し、当該駐車区画を利用いただく制度です。</td> </tr> </table> <p>出典：シルコカラー-障害を知り、共に生きる-パンフレット(奈良県)</p>	 障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。	 ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難聴の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。	 盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。番号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。	 ハート・プラスマーク 身体内部に障がいがある方を表しています。身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫)に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の理解をすすめるためのマークです。	 身体障害者マーク 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。	 オストメイトマーク オストメイトとは、がんなどで人工ぼうこう・人工肛門を造設している排泄機能に障がいのある方のことをいいます。このマークはオストメイトであることと、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。	 聴覚障害者マーク 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。	 ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設においては、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。	 耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。	 奈良県おもいやり駐車場制度 誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす利用者や要介護認定を受けた高齢者など移動に配慮が必要な方々のための駐車場を公的施設や民間施設に整備するとともに、これらの方に利用証を県が交付し、当該駐車区画を利用いただく制度です。
 障害者のための国際シンボルマーク 障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。	 ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難聴の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。																	
 盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。番号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。	 ハート・プラスマーク 身体内部に障がいがある方を表しています。身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫)に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の理解をすすめるためのマークです。																	
 身体障害者マーク 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。	 オストメイトマーク オストメイトとは、がんなどで人工ぼうこう・人工肛門を造設している排泄機能に障がいのある方のことをいいます。このマークはオストメイトであることと、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。																	
 聴覚障害者マーク 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。	 ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設においては、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。																	
 耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。	 奈良県おもいやり駐車場制度 誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす利用者や要介護認定を受けた高齢者など移動に配慮が必要な方々のための駐車場を公的施設や民間施設に整備するとともに、これらの方に利用証を県が交付し、当該駐車区画を利用いただく制度です。																	
13	議	3	37	36	コロナのことも考慮した計画となるよう、ノーマスクの人(マスクをしたくてもできない人)への理解を促すマークの配布を行ってはどうか。	生駒市バリアフリー基本構想に記載しているソフト対策(心のバリアフリー)については、主に現在市内で実施しているものとなっています。当該マークについては担当課に申し送り、まずはSNSを活用し紹介しました。												
14	パ	4	40	39	学研北生駒駅周辺の歩道についても歩きにくい状態となっているが、改修はできないのか。	本基本構想では、設定方針に基づき南生駒駅周辺地区を重点整備地区に設定しました。既存道路における個々の課題については、歩行の危険性等の観点から改良に向けた検討を行います。												

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新																																																																									
15	パ	4	40	39	「重点整備地区」や「生活関連経路」以外の歩道であってもバリアフリー化の緊急性、必要性の高い歩道については、優先的にバリアフリー化を推進すべきと思う。	本基本構想では、重点整備地区以外における既設道路についても歩行の危険性の観点から改良に向けた検討を行うものとしています。																																																																											
16	パ	5	42-43	41-42	萩の台駅について、トイレのバリアフリー化、駅内、駅周辺道路の補修も必要と思うことから、重点整備の対象として欲しい。また、無人のときがあるのは安全上問題と思う。	萩の台駅のトイレがバリアフリー対応となっていない現状については認識しています。バリアフリー対応となるよう鉄道事業者に引き続き働きかけ、協議を行います。重点整備地区については、設定方針に基づき南生駒駅周辺地区を設定しています。また、無人対応の件についても鉄道事業者にお伝えします。																																																																											
17	パ	5	42-43	41-42	東生駒駅でのエレベーターの設置についても検討して欲しい。	東生駒駅については、駅舎と駅前ロータリーを含む周辺区域が鉄道事業者の所有地となっています。過去にも同様のご意見があり、駅前ロータリーのバリアフリー化について要望していますが、今回も改めて鉄道事業者にお伝えします。																																																																											
18	-	5	47	46	-	次頁に示す図5.4に基づき生活関連経路、準生活関連経路の区間を整理しました。	<p>表 5.3 生活関連経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名称</th> <th>区間</th> <th>道路管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道168号(現道)</td> <td>大登大橋東詰～小瀬町交差点</td> <td rowspan="2">奈良県</td> </tr> <tr> <td>国道168号(バイパス)</td> <td>有里町交差点～小瀬町南交差点</td> </tr> <tr> <td>国道308号</td> <td>生駒南小学校前～萩の台第5踏切</td> <td rowspan="4">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道有里線</td> <td>田口クリニック前～有里町交差点</td> </tr> <tr> <td>市道大登藤尾線</td> <td>大登大橋西詰交差点～生駒南中学校前</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬北小平尾線支線1号</td> <td>南こども園前～新神田橋交差点</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 5.4 準生活関連経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名称</th> <th>区間</th> <th>道路管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道小瀬北垣内線</td> <td>萩の台第5踏切</td> <td rowspan="2">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬北垣内線支線6号</td> <td>小瀬北垣内線との交差点～南生駒駅東口前</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬観音寺線支線3号</td> <td>南生駒駅東口前北～みなみ野台1号線との交差点</td> <td rowspan="2">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道みなみ野台1号線</td> <td>小瀬観音寺線支線3号との交差点～小瀬観音寺線との交差点</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬観音寺線</td> <td>みなみ野台1号線との交差点～国道168号との交差点</td> <td rowspan="2">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道有里線</td> <td>国道168号との交差点(文殊橋)～田口クリニック前</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	区間	道路管理者	国道168号(現道)	大登大橋東詰～小瀬町交差点	奈良県	国道168号(バイパス)	有里町交差点～小瀬町南交差点	国道308号	生駒南小学校前～萩の台第5踏切	生駒市	市道有里線	田口クリニック前～有里町交差点	市道大登藤尾線	大登大橋西詰交差点～生駒南中学校前	市道小瀬北小平尾線支線1号	南こども園前～新神田橋交差点	道路名称	区間	道路管理者	市道小瀬北垣内線	萩の台第5踏切	生駒市	市道小瀬北垣内線支線6号	小瀬北垣内線との交差点～南生駒駅東口前	市道小瀬観音寺線支線3号	南生駒駅東口前北～みなみ野台1号線との交差点	生駒市	市道みなみ野台1号線	小瀬観音寺線支線3号との交差点～小瀬観音寺線との交差点	市道小瀬観音寺線	みなみ野台1号線との交差点～国道168号との交差点	生駒市	市道有里線	国道168号との交差点(文殊橋)～田口クリニック前	<p>表 5.3 生活関連経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名称</th> <th>区間</th> <th>道路管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道168号(現道)</td> <td>大登大橋東詰～小瀬町交差点</td> <td rowspan="2">奈良県</td> </tr> <tr> <td>国道168号(バイパス)</td> <td>有里町交差点～小瀬町南交差点</td> </tr> <tr> <td>国道308号</td> <td>生駒南小学校前～小瀬橋東詰</td> <td rowspan="4">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道有里線</td> <td>田口クリニック前～有里町交差点</td> </tr> <tr> <td>市道大登藤尾線</td> <td>大登大橋西詰交差点～生駒南中学校前</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬北小平尾線支線1号</td> <td>南こども園前～新神田橋交差点</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 5.4 準生活関連経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名称</th> <th>区間</th> <th>道路管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道308号</td> <td>小瀬橋東詰～萩の台第5踏切</td> <td>奈良県</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬北垣内線</td> <td>萩の台第5踏切</td> <td rowspan="2">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬北垣内線支線6号</td> <td>小瀬北垣内線との交差点～南生駒駅東口前</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬観音寺線支線3号</td> <td>南生駒駅東口前北～みなみ野台1号線との交差点</td> <td rowspan="2">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道みなみ野台1号線</td> <td>小瀬観音寺線支線3号との交差点～小瀬観音寺線との交差点</td> </tr> <tr> <td>市道小瀬観音寺線</td> <td>みなみ野台1号線との交差点～国道168号現道との交差点</td> <td rowspan="2">生駒市</td> </tr> <tr> <td>市道有里線</td> <td>国道168号現道との交差点(文殊橋)～田口クリニック前</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	区間	道路管理者	国道168号(現道)	大登大橋東詰～小瀬町交差点	奈良県	国道168号(バイパス)	有里町交差点～小瀬町南交差点	国道308号	生駒南小学校前～小瀬橋東詰	生駒市	市道有里線	田口クリニック前～有里町交差点	市道大登藤尾線	大登大橋西詰交差点～生駒南中学校前	市道小瀬北小平尾線支線1号	南こども園前～新神田橋交差点	道路名称	区間	道路管理者	国道308号	小瀬橋東詰～萩の台第5踏切	奈良県	市道小瀬北垣内線	萩の台第5踏切	生駒市	市道小瀬北垣内線支線6号	小瀬北垣内線との交差点～南生駒駅東口前	市道小瀬観音寺線支線3号	南生駒駅東口前北～みなみ野台1号線との交差点	生駒市	市道みなみ野台1号線	小瀬観音寺線支線3号との交差点～小瀬観音寺線との交差点	市道小瀬観音寺線	みなみ野台1号線との交差点～国道168号現道との交差点	生駒市	市道有里線	国道168号現道との交差点(文殊橋)～田口クリニック前
道路名称	区間	道路管理者																																																																															
国道168号(現道)	大登大橋東詰～小瀬町交差点	奈良県																																																																															
国道168号(バイパス)	有里町交差点～小瀬町南交差点																																																																																
国道308号	生駒南小学校前～萩の台第5踏切	生駒市																																																																															
市道有里線	田口クリニック前～有里町交差点																																																																																
市道大登藤尾線	大登大橋西詰交差点～生駒南中学校前																																																																																
市道小瀬北小平尾線支線1号	南こども園前～新神田橋交差点																																																																																
道路名称	区間	道路管理者																																																																															
市道小瀬北垣内線	萩の台第5踏切	生駒市																																																																															
市道小瀬北垣内線支線6号	小瀬北垣内線との交差点～南生駒駅東口前																																																																																
市道小瀬観音寺線支線3号	南生駒駅東口前北～みなみ野台1号線との交差点	生駒市																																																																															
市道みなみ野台1号線	小瀬観音寺線支線3号との交差点～小瀬観音寺線との交差点																																																																																
市道小瀬観音寺線	みなみ野台1号線との交差点～国道168号との交差点	生駒市																																																																															
市道有里線	国道168号との交差点(文殊橋)～田口クリニック前																																																																																
道路名称	区間	道路管理者																																																																															
国道168号(現道)	大登大橋東詰～小瀬町交差点	奈良県																																																																															
国道168号(バイパス)	有里町交差点～小瀬町南交差点																																																																																
国道308号	生駒南小学校前～小瀬橋東詰	生駒市																																																																															
市道有里線	田口クリニック前～有里町交差点																																																																																
市道大登藤尾線	大登大橋西詰交差点～生駒南中学校前																																																																																
市道小瀬北小平尾線支線1号	南こども園前～新神田橋交差点																																																																																
道路名称	区間	道路管理者																																																																															
国道308号	小瀬橋東詰～萩の台第5踏切	奈良県																																																																															
市道小瀬北垣内線	萩の台第5踏切	生駒市																																																																															
市道小瀬北垣内線支線6号	小瀬北垣内線との交差点～南生駒駅東口前																																																																																
市道小瀬観音寺線支線3号	南生駒駅東口前北～みなみ野台1号線との交差点	生駒市																																																																															
市道みなみ野台1号線	小瀬観音寺線支線3号との交差点～小瀬観音寺線との交差点																																																																																
市道小瀬観音寺線	みなみ野台1号線との交差点～国道168号現道との交差点	生駒市																																																																															
市道有里線	国道168号現道との交差点(文殊橋)～田口クリニック前																																																																																
19	-	5	48	47	-	前頁に示す表5.3に基づき図5.4中の南生駒クリニックモールから南こども園までの区間を生活関連経路として着色しました。																																																																											

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新
20	パ	5	48	47	一分駅も重点整備地区に入れるべきと思う。一分駅は駅員も おらず、ホームのスロープ勾配も急なため、車椅子では必ず 介助者が必要と思う。また、トイレは車椅子対応となってお らず、待合室も設置して欲しい。	一分駅周辺については、公共施設等の集積が認められないこ とや、重点整備地区に設定した南生駒駅から一分駅への徒歩 移動での需要が認められない等から、法的にも重点整備地区 としての設定要件を満たすことができず、今回の設定区域は 適切と考えています。なお、一分駅については1日あたりの乗 降客数が3,000人を超えており、バリアフリー化を進めるべき 駅として位置付けられていることから、鉄道事業者において バリアフリー化の整備手法を含めた対応が検討されています が、駅の南北が踏切道に囲まれていることから、改善には踏 切道の移設や用地買収を伴い、容易に進めることはできな いと聞いています。市としても一分駅の課題については十分認 識しており、事業者との協議や事業への補助を進めるなどの 対応をしていきたいと考えています。また、今後一分駅周辺 地区について、社会情勢等の変化に伴い、重点整備地区の設 定要件が満たされた場合は、見直しを行う等、対応が必要と 考えています。		
21	-	6	61-67	60-66	-	「18」に伴い、整理した表5.3及び表5.4に基づいたものに現 況と課題も整理しました。	<p>(1) 生活関連経路 1) 国道168号(現道)</p> <p>区間 小瀬橋東詰 ・小瀬橋へ向かうきつい 勾配があります。 ・路面にひび割れ・段差 があります。</p>   <p>・小瀬橋人道橋の幅員が不足しています。 ・ガードレールがあり、萩の台第5踏切側から小瀬橋人道橋に 直接アクセスできません。 ・雨天時に滑りやすいことがあります。</p> 	<p>(1) 生活関連経路 1) 国道168号(現道)</p> <p>区間 小瀬橋東詰 (国道308号を含む) ・小瀬橋へ向かうきつい勾配があります。 ・路面にひび割れがあります。</p>   <p>(2) 準生活関連経路 1) 国道308号 (小瀬橋東詰～萩の台第5踏切)</p> <p>課題 ・小瀬橋との高低差に起因する急勾配区間があることから、河川改修に伴う小瀬橋架替に合 わせて急勾配を解消することが課題です。</p> <p>・小瀬橋へ向かうきつい勾配があります。 ・路面にひび割れ・段差があります。</p> 
22	パ	7	69	68	特定事業について、5年、10年の短期視点ではなく、50年、 100年を見据えた長期視点が必要と思う。	短期3年、中期6年、長期10年の目標時期については、計画し た事業の完了時期における目標を示したものとなっています 。また、本基本構想で計画している事業の内容については、 協議会等を経て、市民の皆様に長期にご利用いただける ことを考慮したものであると認識しています。		
23	パ	7	70	69	トイレを生駒方面、王寺方面の両ホームに設置して欲しい。 防犯上の観点にも配慮し、どの位置が最適か十分考えて欲し い。	本基本構想においては事業の方向性として、多機能トイレを 設置すると示しています。トイレの設置位置等詳細につい ては、より良いものとなるよう鉄道事業者に引き続き働き かけ、協議を行います。		
24	パ	7	70	69	南生駒駅の改札を地上にする計画だが、現在ある限られたス ペースで道路から改札口までの勾配を基準内とし、駅舎とし て必要な空間を確保できるのか。	本基本構想では事業の方向性を示しており、詳細な設計等 を行った訳ではないため、より良いものとなるよう鉄道事業 者に引き続き働きかけ、協議を行います。		
25	パ	7	70	69	南生駒駅の駅舎、駅員はどのような位置（配置）となるの か。	現段階で、詳細な設計等を行った訳ではないため、位置関係 は定まっていないのが現状です。利用者の方にとって、長 く、使い勝手のよいものとなるよう、鉄道事業者にお伝え するとともに、協議を行います。		
26	パ	7	70	69	待合室が生駒方面のホームにしかない。	ご意見について鉄道事業者へお伝えします。		
27	パ	7	-	69	駅舎の地平化について、券売機、スロープ等の設置位置が不 明なので、イメージ図をつけて欲しい。	本基本構想では事業の方向性を示しており、詳細な設計等 を行った訳ではないため、位置関係は定まっていないのが現 況です。また、改札口、券売機、スロープ等の位置関係（駅 舎の地平化）は跨線橋断歩道橋の位置にも左右されることか ら、令和3年度に策定予定の特定事業計画の中で詳細を詰め 、全体的なイメージ図等を示すことができると考えていま す。		
28	パ	7	70 19-20	69	駅ホームからの転落防止対策についても検討して欲しい。	対策として、ホーム縁端部に視認性の向上を図る警告色の着 色については、鉄道事業者が営業全駅の中から優先順位を考 慮して整備の検討をしています。また、鉄道駅バリアフリー 化設備整備事業において、内方線付き点状ブロックの整備を 実施しています。		

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新
29	パ	7	70-71	69-70	南生駒駅の地平化とエレベーター付の跨線横断歩道橋を同時に整備できないか。1日でも早く整備して欲しい。	駅東西の地上部への改札設置を3年以内、跨線横断歩道橋の整備を6年以内と計画しています。跨線横断歩道橋の整備も早期に実現したいと考えていますが、設計及び用地の確保等に数年の期間を要するとともに、鉄道を跨ぐ工事となることから夜間工事が中心になると想定され、数年の期間を要すると考えられます。以上の想定から3年以内の実現は難しいと考え、6年以内の実現を計画しましたが、可能な限り早期の整備が実現するよう、令和3年度より詳細な検討を行います。		
30	パ	7	70-71	69-70	駅構外に跨線横断歩道橋を計画しているが、可能であれば、地下歩道をそのまま残し、跨線橋は駅構内に作って欲しい。	地下歩道においては、鉄道を利用せず、駅東西を往来する需要も鑑み、当該経路のバリアフリー化も図ることができる構外跨線橋を計画しました。地下歩道のバリアフリー化については、駅の構造上エレベーターを設置することが難しいと鉄道事業者から聞いています。また、駅周辺は浸水想定区域に指定されていることから、防災上の観点からも構外跨線橋が有利であると認識しています。		
31	パ	7	70-71	69-70	菜畑駅から萩の台駅までの間を高架としてはどうか。現在の計画では、エレベーターが東西に計2台設置され、まわりくどい利用となることが想定されるのと、改札口が東西それぞれに設置されるとしても券売機も同様となるかが分からず、狭い周辺道路についても整備が示されていない。	高架化については、費用、用地、工期等の課題が考えられ、整備には相当な年数を費やすこととなり、現実的ではないという認識です。本基本構想では、南生駒駅周辺における数ある諸条件を踏まえ、協議会等での議論を経て、可能な限り早期の整備が実現できる計画を示しました。また、改札口、券売機、トイレの設置位置等詳細な内容については、詳細な設計等を行った訳ではないため、鉄道事業者と引き続き協議を行います。なお、国道168号現道については、奈良県事業との関連もあることから将来的に安全な歩行者空間が確保できるよう、事業実施に向けた協議を引き続き行います。		
32	パ	7	71	70	スロープを利用して駅出口から鉄道を越えた方向へ向かうには、踏切を介した大回り経路となってしまいます。また、改札口が地下となっており、階段の昇降が大変と感じている。	改札口の地上化（駅舎の地平化）、エレベーター付の跨線横断歩道橋の整備を計画しているので、改善につながると認識しています。		
33	パ	7	71	70	跨線横断歩道橋の案となっているが、現地下道にエレベーターを設置することはできないのか。	地下歩道のバリアフリー化については、駅の構造上エレベーターを設置することが難しいと鉄道事業者から聞いています。また、駅周辺は浸水想定区域に指定されていることから、防災上の観点からも構外跨線橋が有利であると認識しています。		
34	パ	7	71	70	跨線横断歩道橋の構造について、2台の車椅子が対向できる十分な幅員、利用しやすい階段、踊り場、手すり、大きなエレベーターの設置の他、景観にも配慮したものとしたい。	跨線横断歩道橋の詳細については、令和3年度より設計、調査等を行うこととしています。設計業務で検討する跨線橋の構造については、バリアフリー法等の関係法令に則したものにしよう進めます。また、景観についても関係法令に則したものを検討します。		
35	パ	7	71	70	跨線横断歩道橋の構造について、車椅子を利用する方が安全に対向できる十分な幅員、二段の手すり、落下防止柵、屋根も必要と思ひ、大きなエレベーターとして欲しい。また、改札口とエレベーターの距離は近い方が良くと思う。	跨線横断歩道橋の詳細については、令和3年度より設計、調査等を行うこととしています。設計業務で検討する跨線橋の構造については、バリアフリー法等の関係法令に則したものにしよう進めます。また、景観についても関係法令に則したものを検討します。		
36	パ	7	71	70	エレベーター付の跨線横断歩道橋の計画について、高齢者、障がい者の方の意見を聞き、利用しやすいものを整備して欲しい。	本基本構想の作成にあたっては、協議会に障がい者、高齢者の団体の代表の方に参加いただいております。議論に加え、まち歩きという手法で南生駒駅及びその周辺を確認しました。また、跨線横断歩道橋の構造については、バリアフリー法等の関係法令に則したものを検討します。		
37	パ	7	71	70	駅西側出口周辺の道路について、大変危険な状況となっているので、跨線横断歩道橋の幅員、エレベーターの位置、車両の停車帯などは、安全性を最優先に考えて欲しい。	南生駒駅西側については特に課題があると認識していますので、安全性に配慮した検討を行います。		
38	パ	7	75	70	南生駒駅の跨線横断歩道橋について、イメージ図を載せて欲しい。	本基本構想で示した事業については、詳細な設計等を行った訳ではないため、パース図等で具体的なイメージを示すのは難しいため、簡易な表現で一般的なイメージ図を掲載します。	<p>エレベーター エレベーター 跨線横断歩道橋 改札口 ホーム 改札口 ホーム</p> <p>※詳細設計を行った訳ではないため、南生駒駅の完成形を示したものではありませんが、一般的な構外跨線橋のイメージ図を掲載しています。</p> <p>跨線横断歩道橋の一般的なイメージ図</p>	

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																		
39	パ	7	-	70	南コミュニティセンターせせらぎへ向かう経路についても市外から来る方にも配慮し、わかりやすい表示をして欲しい。また、南生駒駅の東西を繋ぐ跨線横断歩道橋を南コミュニティセンターせせらぎまで架けることができる可能性を残して欲しい。	南生駒駅の東西を跨ぐ規模においても多額の施工費（インシヤルコスト）と供用後の維持管理費（ランニングコスト）が必要となります。南コミュニティセンターせせらぎまでを跨ぐ計画の延長は、駅を跨ぐ延長の数倍に及ぶこととなり、費用対効果の観点から実現は難しいと認識しています。なお、南生駒駅から南コミュニティセンターせせらぎへ向かう経路については、歩行者用の案内サイン等の整備を本基本構想で示しています。																																																																																																																																																																																																																																																				
40	パ	7	71	70	南生駒駅周辺の道路及び小瀬橋については、歩道の幅員が狭く、傾斜が急な箇所もあるため、安全な歩行者空間を確保して欲しい。	国道168号現道及び小瀬橋については、奈良県事業との関連もあることから将来的に安全な歩行者空間が確保できるよう、事業実施に向けた協議を引き続き行います。																																																																																																																																																																																																																																																				
41	-	7	72-73	71-72	-	「18」に伴い、整理した表5.3及び表5.4に基づいたものに実施すべき事業の内容も整理しました。	<p>[4] 道路 2) 国道168号(現道)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大登大橋東詰～小瀬橋東詰</td> <td>平坦性の確保</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕 □コンクリート側溝蓋の損傷箇所の更新</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の確保</td> <td>□バリアフリーに則した歩行空間の確保</td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小瀬橋周辺</td> <td>歩道の平坦性の確保</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の安全</td> <td>□小瀬橋歩道橋の滑り止めの設置 □小瀬橋東詰北側における転落防止柵の改修</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の改善</td> <td>□バリアフリーに則した歩行空間の確保</td> <td>奈良県</td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小瀬橋西詰～小瀬北小平尾支線1号との交差点</td> <td>平坦性の確保</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の改善</td> <td>□白線の明示・カラー舗装による歩行空間の改善</td> <td>奈良県</td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 国道308号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生駒南小学校前～萩の台第5踏切</td> <td>歩行空間の改善</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕 □踏切近くの粗い目グレーチング側溝蓋の更新</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>近鉄</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8) その他(準生活関連経路に関するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小瀬北垣内線支線6号 みなみ野台1号線 小瀬観音寺線</td> <td>歩行空間の確保</td> <td>□白線の明示・カラー舗装等による歩行空間の確保</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の確保</td> <td>□安全な歩行者空間の確保</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有里線</td> <td>歩行空間の改善</td> <td>□安全な歩行者空間の確保</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区間	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	大登大橋東詰～小瀬橋東詰	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕 □コンクリート側溝蓋の損傷箇所の更新	奈良県	○			歩行空間の確保	□バリアフリーに則した歩行空間の確保			※1		小瀬橋周辺	歩道の平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○			歩行空間の安全	□小瀬橋歩道橋の滑り止めの設置 □小瀬橋東詰北側における転落防止柵の改修	奈良県	○			歩行空間の改善	□バリアフリーに則した歩行空間の確保	奈良県		※2		小瀬橋西詰～小瀬北小平尾支線1号との交差点	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○			歩行空間の改善	□白線の明示・カラー舗装による歩行空間の改善	奈良県		※2		区間	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	生駒南小学校前～萩の台第5踏切	歩行空間の改善	□舗装の損傷箇所の修繕 □踏切近くの粗い目グレーチング側溝蓋の更新	奈良県	○					近鉄	○			区間	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	小瀬北垣内線支線6号 みなみ野台1号線 小瀬観音寺線	歩行空間の確保	□白線の明示・カラー舗装等による歩行空間の確保	生駒市	○			歩行空間の確保	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○			有里線	歩行空間の改善	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○			<p>[4] 道路 2) 国道168号(現道)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大登大橋東詰～小瀬橋東詰</td> <td>平坦性の確保</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕 □コンクリート側溝蓋の損傷箇所の更新</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の確保</td> <td>□バリアフリーに則した歩行空間の確保</td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小瀬橋周辺 ※国道308号を含む</td> <td>歩道の平坦性の確保</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の安全</td> <td>□小瀬橋歩道橋の滑り止めの設置 □小瀬橋東詰北側における転落防止柵の改修</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の改善</td> <td>□バリアフリーに則した歩行空間の確保</td> <td>奈良県</td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小瀬橋西詰～小瀬北小平尾支線1号との交差点</td> <td>平坦性の確保</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の改善</td> <td>□白線の明示・カラー舗装による歩行空間の改善</td> <td>奈良県</td> <td></td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 国道308号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生駒南小学校前～小瀬橋東詰</td> <td>歩行空間の改善</td> <td>□舗装の損傷箇所の修繕</td> <td>奈良県</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8) その他(準生活関連経路に関するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国道308号</td> <td>歩行空間の改善</td> <td>□萩の台第5踏切近くの粗い目グレーチング側溝蓋の更新</td> <td>近鉄</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行空間の確保</td> <td>□白線の明示・カラー舗装等による歩行空間の確保</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小瀬北垣内線支線6号 みなみ野台1号線 小瀬観音寺線</td> <td>歩行空間の確保</td> <td>□安全な歩行者空間の確保</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小瀬観音寺線支線3号</td> <td>歩行空間の確保</td> <td>□安全な歩行者空間の確保</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有里線</td> <td>歩行空間の改善</td> <td>□安全な歩行者空間の確保</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区間	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	大登大橋東詰～小瀬橋東詰	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕 □コンクリート側溝蓋の損傷箇所の更新	奈良県	○			歩行空間の確保	□バリアフリーに則した歩行空間の確保			※1		小瀬橋周辺 ※国道308号を含む	歩道の平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○			歩行空間の安全	□小瀬橋歩道橋の滑り止めの設置 □小瀬橋東詰北側における転落防止柵の改修	奈良県	○			歩行空間の改善	□バリアフリーに則した歩行空間の確保	奈良県		※2		小瀬橋西詰～小瀬北小平尾支線1号との交差点	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○			歩行空間の改善	□白線の明示・カラー舗装による歩行空間の改善	奈良県		※2		区間	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	生駒南小学校前～小瀬橋東詰	歩行空間の改善	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○									路線	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	国道308号	歩行空間の改善	□萩の台第5踏切近くの粗い目グレーチング側溝蓋の更新	近鉄	○			歩行空間の確保	□白線の明示・カラー舗装等による歩行空間の確保	生駒市	○			小瀬北垣内線支線6号 みなみ野台1号線 小瀬観音寺線	歩行空間の確保	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○			小瀬観音寺線支線3号	歩行空間の確保	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○			有里線	歩行空間の改善	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○		
区間	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
大登大橋東詰～小瀬橋東詰	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕 □コンクリート側溝蓋の損傷箇所の更新	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の確保	□バリアフリーに則した歩行空間の確保			※1																																																																																																																																																																																																																																																					
小瀬橋周辺	歩道の平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の安全	□小瀬橋歩道橋の滑り止めの設置 □小瀬橋東詰北側における転落防止柵の改修	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の改善	□バリアフリーに則した歩行空間の確保	奈良県		※2																																																																																																																																																																																																																																																					
小瀬橋西詰～小瀬北小平尾支線1号との交差点	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の改善	□白線の明示・カラー舗装による歩行空間の改善	奈良県		※2																																																																																																																																																																																																																																																					
区間	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
生駒南小学校前～萩の台第5踏切	歩行空間の改善	□舗装の損傷箇所の修繕 □踏切近くの粗い目グレーチング側溝蓋の更新	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
			近鉄	○																																																																																																																																																																																																																																																						
区間	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
小瀬北垣内線支線6号 みなみ野台1号線 小瀬観音寺線	歩行空間の確保	□白線の明示・カラー舗装等による歩行空間の確保	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の確保	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
有里線	歩行空間の改善	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
区間	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
大登大橋東詰～小瀬橋東詰	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕 □コンクリート側溝蓋の損傷箇所の更新	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の確保	□バリアフリーに則した歩行空間の確保			※1																																																																																																																																																																																																																																																					
小瀬橋周辺 ※国道308号を含む	歩道の平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の安全	□小瀬橋歩道橋の滑り止めの設置 □小瀬橋東詰北側における転落防止柵の改修	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の改善	□バリアフリーに則した歩行空間の確保	奈良県		※2																																																																																																																																																																																																																																																					
小瀬橋西詰～小瀬北小平尾支線1号との交差点	平坦性の確保	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の改善	□白線の明示・カラー舗装による歩行空間の改善	奈良県		※2																																																																																																																																																																																																																																																					
区間	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
生駒南小学校前～小瀬橋東詰	歩行空間の改善	□舗装の損傷箇所の修繕	奈良県	○																																																																																																																																																																																																																																																						
路線	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
国道308号	歩行空間の改善	□萩の台第5踏切近くの粗い目グレーチング側溝蓋の更新	近鉄	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	歩行空間の確保	□白線の明示・カラー舗装等による歩行空間の確保	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
小瀬北垣内線支線6号 みなみ野台1号線 小瀬観音寺線	歩行空間の確保	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
小瀬観音寺線支線3号	歩行空間の確保	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
有里線	歩行空間の改善	□安全な歩行者空間の確保	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
42	パ	7	73	72	南生駒駅東側の道路について、白線で歩行者空間を明示して欲しい。	準生活関連経路として南生駒駅東側の道路を設定しており、可能な箇所から短期事業として、歩行者空間の確保に繋がる事業を実施します。																																																																																																																																																																																																																																																				
43	議	7	74	73	教育啓発特定事業の「市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施」については特定事業としないのか。	特定事業（■）もその他事業（□）も実施すべき事業であり、実施状況を協議会で報告することに変わりはありません。両事業の違いは、特定事業であれば国から各種助成や補助金を受けられる可能性があることと認識しています。市として、心のバリアフリーを積極的に進めることは重要であると考えており、将来的に補助金を受けられる状況とすることは意義があると判断し、特定事業に位置付け、実施していくこととします。	<p>[7] 教育啓発</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施範囲</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生駒市全域</td> <td>学校と連携して行う教育活動</td> <td>■小中学校におけるバリアフリー教育の実施</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民を対象とした啓発活動</td> <td>■講座等の啓発活動の実施</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員等を対象とした啓発活動</td> <td>□従業員に対する接遇教育の実施</td> <td>交通事業者及び施設管理者</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>□市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施範囲	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	生駒市全域	学校と連携して行う教育活動	■小中学校におけるバリアフリー教育の実施	生駒市	○			市民を対象とした啓発活動	■講座等の啓発活動の実施	生駒市	○			従業員等を対象とした啓発活動	□従業員に対する接遇教育の実施	交通事業者及び施設管理者	○				□市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施	生駒市	○			<p>[7] 教育啓発</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施範囲</th> <th colspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">目標時期</th> </tr> <tr> <th>■:特定事業</th> <th>□その他の事業・ソフト対策</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生駒市全域</td> <td>学校と連携して行う教育活動</td> <td>■小中学校におけるバリアフリー教育の実施</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民を対象とした啓発活動</td> <td>■講座等の啓発活動の実施</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員等を対象とした啓発活動</td> <td>□従業員に対する接遇教育の実施</td> <td>交通事業者及び施設管理者</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>■市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施</td> <td>生駒市</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施範囲	事業内容		事業者	目標時期			■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策	短期	中期	長期	生駒市全域	学校と連携して行う教育活動	■小中学校におけるバリアフリー教育の実施	生駒市	○			市民を対象とした啓発活動	■講座等の啓発活動の実施	生駒市	○			従業員等を対象とした啓発活動	□従業員に対する接遇教育の実施	交通事業者及び施設管理者	○				■市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施	生駒市	○																																																																																																																																																																										
実施範囲	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
生駒市全域	学校と連携して行う教育活動	■小中学校におけるバリアフリー教育の実施	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	市民を対象とした啓発活動	■講座等の啓発活動の実施	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	従業員等を対象とした啓発活動	□従業員に対する接遇教育の実施	交通事業者及び施設管理者	○																																																																																																																																																																																																																																																						
		□市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
実施範囲	事業内容		事業者	目標時期																																																																																																																																																																																																																																																						
	■:特定事業	□その他の事業・ソフト対策		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																																																																																				
生駒市全域	学校と連携して行う教育活動	■小中学校におけるバリアフリー教育の実施	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	市民を対象とした啓発活動	■講座等の啓発活動の実施	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
	従業員等を対象とした啓発活動	□従業員に対する接遇教育の実施	交通事業者及び施設管理者	○																																																																																																																																																																																																																																																						
		■市職員に対する障がい者理解に向けた啓発活動の実施	生駒市	○																																																																																																																																																																																																																																																						
44	パ	7	-	-	事業の実施時期を早期のものとして欲しい。1日でも早い実現を望む。	事業の実施時期については、基本構想策定の現段階で、詳細な設計等の十分な検討を行っている訳ではないため、事業実施の際には期間を要するものもありますが、可能な限り早期の整備となるよう進めます。																																																																																																																																																																																																																																																				

番号	意見者	章	頁 今回	頁 前回	意見	意見への対応	旧	新																																																																																																																																																																																										
45	-	7	75	-	-	実施すべき事業について過渡的なスケジュールを把握しやすくする目的で主要な事業を一覧表にまとめました。		<p>〔9〕参考</p> <p>南生駒駅周辺地区において実施すべき主要な事業の内容、目標時期について以下に整理します。なお、事業の目標時期については、概ねを示したものとなっており、諸条件により遅滞する可能性もあります。そのような場合は変化状況を鑑み、事業の進捗確認や評価等に努めます。</p> <p>表 7.3 主要な事業に関するスケジュール(予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対象</th> <th rowspan="2">R3</th> <th colspan="3">短期</th> <th colspan="3">中期</th> <th colspan="3">長期</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公共交通</td> <td rowspan="4">南生駒駅</td> <td>特定事業計画確定</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>駅舎の地味化</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレ・待合室のバリアフリー対応</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>音声案内の設置</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路</td> <td rowspan="3">国道168号(現道)</td> <td>特定事業計画確定</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東西間に跨線橋断歩道橋の整備</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両乗降場等の整備及び歩道の改善</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路</td> <td rowspan="3">国道168号(バイパス)</td> <td>特定事業計画確定</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>路面の段差等の修繕</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バリアフリーに即した歩行空間の確保等</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通安全</td> <td rowspan="3">信号機</td> <td>特定事業計画確定</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R168バイパス整備済区間の既存信号機の改良</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R168バイパス未整備済区間の信号機の改良</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育啓発</td> <td rowspan="2">教育活動・啓発活動</td> <td>特定事業計画確定</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>速やかに着手し、継続的に実施する。</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ■■■ : 関係機関との協議を要する事業、関連事業と併せて実施する事業</p>	種別	対象	R3	短期			中期			長期			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	公共交通	南生駒駅	特定事業計画確定	■										駅舎の地味化	■	■	■								トイレ・待合室のバリアフリー対応	■	■	■								音声案内の設置	■	■	■								道路	国道168号(現道)	特定事業計画確定	■									東西間に跨線橋断歩道橋の整備	■	■	■							車両乗降場等の整備及び歩道の改善	■	■	■							道路	国道168号(バイパス)	特定事業計画確定	■									路面の段差等の修繕	■	■	■							バリアフリーに即した歩行空間の確保等	■	■	■							交通安全	信号機	特定事業計画確定	■									R168バイパス整備済区間の既存信号機の改良	■	■	■							R168バイパス未整備済区間の信号機の改良	■	■	■							教育啓発	教育活動・啓発活動	特定事業計画確定	■									速やかに着手し、継続的に実施する。	■	■	■						
種別	対象	R3	短期			中期						長期																																																																																																																																																																																						
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13																																																																																																																																																																																						
公共交通	南生駒駅	特定事業計画確定	■																																																																																																																																																																																															
		駅舎の地味化	■	■	■																																																																																																																																																																																													
		トイレ・待合室のバリアフリー対応	■	■	■																																																																																																																																																																																													
		音声案内の設置	■	■	■																																																																																																																																																																																													
道路	国道168号(現道)	特定事業計画確定	■																																																																																																																																																																																															
		東西間に跨線橋断歩道橋の整備	■	■	■																																																																																																																																																																																													
		車両乗降場等の整備及び歩道の改善	■	■	■																																																																																																																																																																																													
道路	国道168号(バイパス)	特定事業計画確定	■																																																																																																																																																																																															
		路面の段差等の修繕	■	■	■																																																																																																																																																																																													
		バリアフリーに即した歩行空間の確保等	■	■	■																																																																																																																																																																																													
交通安全	信号機	特定事業計画確定	■																																																																																																																																																																																															
		R168バイパス整備済区間の既存信号機の改良	■	■	■																																																																																																																																																																																													
		R168バイパス未整備済区間の信号機の改良	■	■	■																																																																																																																																																																																													
教育啓発	教育活動・啓発活動	特定事業計画確定	■																																																																																																																																																																																															
		速やかに着手し、継続的に実施する。	■	■	■																																																																																																																																																																																													
46	パ	概要版			生駒市バリアフリー基本構想【概要版】では、具体的な内容がわかりにくいと思う。	【概要版】については、【本編】より内容を要約したものになっています。具体的な内容については【本編】をご覧ください。できればと思います。																																																																																																																																																																																												
47	パ	その他			公共交通について、小型乗用車のデマンドタクシーを生駒市全域で運行して欲しい。重点整備地区までの移動手段という意味でコミュニティバスを充実させることも挙げて欲しい。	生駒市における公共交通のあり方を現在策定中である「生駒市地域公共交通計画」において位置付けや役割を定めており、その中で必要な施策やサービスについては検討、実施がなされていくものと認識しています。																																																																																																																																																																																												
48	パ	その他			南生駒駅にも駐車場があればと思う。	駐車場の整備は計画していませんが、社会情勢の変化や用地等の制約を踏まえ、今後の課題とさせていただきます。																																																																																																																																																																																												
49	パ	その他			市民への説明会を行って欲しい。	今後、事業実施のタイミング等で必要に応じて説明会の実施も検討したいと思います。また、計画策定段階における協議内容についても広報誌、ホームページ等で公開させていただきます。																																																																																																																																																																																												
50	パ	その他			パブリックコメントを実施していることが、市民に十分認知されていると思えない。次回の協議会までに住民説明会で意見、要望を聞き、さらなる検討をして欲しい。	パブリックコメントの実施については、ホームページでの公表とともに広報誌でも広報させていただきました。また、住民の意向を反映するという点については、各種団体等から住民の代表として協議会に参加いただいております。今後も計画の進捗管理、検討事項等で市民参画をいただきながら協議したいと考えています。																																																																																																																																																																																												
51	パ	その他			生駒市バリアフリー基本構想(案)は生駒市全体にわたるものとなっているが、委員の構成が南地域の方ばかりとなっており、これで全体の方針が確定されるのは無理があるのではと思う。また、協議会の議論も尽くされたとはいえない印象を持っている。	基本構想策定に係る推進協議会の委員は学識経験者や関係機関、高齢者・障がい者団体の代表の方々、公募市民、そして地域住民の方により構成されています。ご意見のとおり地域住民の方は南地区に多い構成となっていますが、地区別構想において整備の緊急性が高いとされる近鉄南生駒駅周辺地区の課題を確認するプロセスがあったことから、適切であったと認識しています。また、全体構想については、国の指針に基づき基本理念や整備方針等を示した内容となっていることから、地域住民の方の構成が南地区に多いことが原因で内容が偏重することはないと考えています。なお、委員のうち学識経験者には2名の方に、団体の代表の方々には市全域から参加いただいていることから多様な意見を反映させることができましたと認識しています。また、協議会での議論に加えまち歩きや意見交換会も開催させていただいたことから、必要な議論が行えたものと認識しています。																																																																																																																																																																																												